

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第111号 市長の給料の特例に関する条例案

趣旨・目的

新庁舎建設に関し、官製談合防止法違反及び加重収賄の罪で起訴された森山享大前副市長に対し、令和7年11月25日に有罪判決の言渡しがありましたが、控訴がなく、同判決が確定したことを受け、市長として任命責任及び管理監督責任を重く受け止め、令和8年1月1日から令和8年6月30日までの6か月間、市長の給料月額を100分の30減額するものです。

概要

(1) 対象者 市長

(2) 減額期間 令和8年1月1日から令和8年6月30日まで

(3) 減額内容

給料月額から100分の30の割合を乗じて得た額に相当する額を減額

(施行期日：令和8年1月1日)

背景・経過

新庁舎建設に関し、官製談合防止法違反及び加重収賄の罪で起訴された森山享大前副市長の初公判が令和7年10月8日に開かれ、同氏は起訴内容を認め、即日で結審しました。同年11月25日に、さいたま地方裁判所において、同氏に対し、官製談合防止法違反及び加重収賄の罪で有罪判決(懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金10万円)の言渡しがありました。

その後、控訴期限である同年12月9日までに、控訴がなかったため、同判決が確定しました。

このことを受け、市長として任命責任及び管理監督責任を重く受け止め、市長の給料を6か月減額するものです。